

工作物石綿事前調査者講習について

工作物のうち、石綿が使用されているおそれが高いものとして定められた工作物（R 2.7.2 7 厚労省告示第 2 7 8 号で規定されている「特定工作物」等）の解体・改修等を行う場合には、石綿障害予防規則第 3 条第 1 項に定める石綿等の使用の有無に係る事前調査を実施することが必要となります。

また、令和 8 年 1 月 1 日からは、事前調査を行う者の資格が定められております。本講習は、令和 8 年 1 月 1 日以降に事前調査を行うために必要な資格を付与するための講習会です。

【講習内容】

	講 習 科 目	講習時間
1 日目	工作物石綿事前調査に関する基礎知識 1	1 時間
	工作物石綿事前調査に関する基礎知識 2	1 時間
	石綿使用に係る工作物図面調査①	2 時間
	石綿使用に係る工作物図面調査②	2 時間
2 日目	現地調査の実際と留意点①	1.5 時間
	現地調査の実際と留意点②	1.5 時間
	現地調査の実際と留意点③	1 時間
	工作物石綿事前調査報告書の作成	1 時間
	修了考査	1.5 時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

◎講習、修了考査ともに免除科目はありません。

【受講資格】

次頁「**受講資格一覧表**」にてご確認ください。

【修了証明書】

- (1) 全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受講することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は、修了考査を受験できません。
- (2) 修了考査に合格された方には、「修了証明書」を後日交付します。
- (3) 修了考査に不合格の方には、「受講証明書」を後日交付します。
(「受講証明書」は修了考査を再受験する際に必ず必要となる書類です。)

(別紙)

〔受講資格一覧表〕

受 講 資 格	
1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる 石綿作業主任者技能講習修了者
2	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 工作物に関して2年以上の実務の経験を有する者
3	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。受講区分4において同じ。）、 工作物に関して3年以上の実務の経験を有する者
4	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 工作物に関して4年以上の実務の経験を有する者 （受講区分3に該当する者を除く。）
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 工作物に関して7年以上の実務経験を有する者
6	工作物に関して11年以上の実務の経験を有する者
7	平成18年3月31日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、 工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務経験を有する者
8	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
9	環境行政 （石綿の飛散の防止に関するものに限る。） に関して2年以上の実務経験を有する者
10	労働安全衛生法第93条第1項の 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官 又は同項の 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官 であった者
11	労働基準監督官として2年以上 その職務に従事した経験を有する者
12	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、工作物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者